

資料 2－1－2（公開版）

令和 7 年 7 月 2 2 日 風力部会資料

（ 仮 称 ） 下 桶 売 風 力 発 電 事 業 環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

令和7年7月

日本風力エネルギー株式会社

風力部会 補足説明資料 目次

目次

1. 図の解像度について【顧問】【全体】	1
2. 計画段階配慮書に係る記述について【顧問】【全体】	1
3. JIS Z 8731 の発行年度について【顧問】【p. 224 および全体】	1
4. 沈砂池等の設計について【顧問】【全体】	1
5. 風車 5 基の場合の配置について【顧問】【方法書 p. 6】	1
6. 工事用資材等の搬出入ルートについて【顧問】【方法書 p. 15】	1
7. 土仮置場利用跡の利用可能性について【顧問】【方法書 p. 17】	2
8. 土仮置場利用跡の利用について【顧問】【方法書 p. 17】	2
9. 残土について【顧問】【方法書 p. 21】	2
10. 累積的影響について【顧問】【方法書 p. 21～23】	3
11. 湖沼について【顧問】【方法書 p. 60】	3
12. 重要な群落について【顧問】【方法書 p. 122】	3
13. 図 3. 1-41 食物連鎖図について【顧問】【方法書 p. 131】	4
14. 水道水源について【顧問】【方法書 p. 153】	4
15. 水環境へ配慮について【顧問】【方法書 p. 158、203】	4
16. 最も近い住居までの離隔距離について【顧問】【方法書 p. 161】	4
17. 河川水や地下水の利用状況について【顧問】【方法書 p. 163】	5
18. 「合わせたにフォトモンタージュ」について【顧問】【方法書 p. 221】	5
19. 騒音の予測について【顧問】	5
20. 騒音の予測について【顧問】【方法書 p. 229】	6
21. 「水質 9」の地点について【顧問】【方法書 p. 229～230】	7
22. 阿武隈高地について【顧問】【方法書 p. 242】	7
23. IC レコーダー調査地点について【顧問】【方法書 p. 260】	7
24. 陸産貝類の調査について【顧問】	8
25. 魚類及び底生動物調査地点について【顧問】【方法書 p. 257、267】	8
26. 図の表示について【顧問】【方法書 p. 268】	8
27. 表 4. 2-1 (34-37) (植物) について【顧問】【方法書 p. 272～275】	9
28. 植生調査について【顧問】【方法書 p. 273】	9
29. 植生図について【顧問】【方法書 p. 275】	10
30. カラ類の生息状況の確認について【顧問】【方法書 p. 286】	10
31. カラ類について【顧問】【方法書 p. 290】	10
32. 鬼ヶ城山周辺の登山道への影響予測について【顧問】【方法書 p. 298～300】	10
33. 産業廃棄物の放射線の量について【顧問】【方法書 p. 308】	11
34. 水質調査地点について【顧問】【方法書 p. 311】	11
35. 表 4. 2-2 (5) 専門家 E の意見に対する事業者対応について【顧問】【方法書 p. 318】	11

36. 二酸化炭素排出の削減量について【顧問】	12
-------------------------------	----

別添資料一覧

別添 2Q26：動物の影響予測及び評価フロー

1. 図の解像度について【顧問】【全体】

示された図の解像度が概して低く読み取りにくいので、適宜差し替えをお願いしたい。

出典の段階から解像度の低いものもあり、改善が困難なものもありますが、より解像度の良いものがあれば準備書で差し替え致します。

2. 計画段階配慮書に係る記述について【顧問】【全体】

方法書には計画段階配慮書からの上積みの検討が示されていると理解しているが、当該方法書に計画段階配慮書に係る記述が見当たらない。

本事業は第二種事業として方法書から環境影響評価手続きを実施しておりますので、計画段階配慮書そのものに係る記述はありませんが、p24～38において対象事業実施区域の設定根拠を記載しております。

3. JIS Z 8731 の発行年度について【顧問】【p. 224 および全体】

参照する JIS Z 8731 の発行年度を記載して下さい。

JIS Z 8731 は、2019 年発行のものを参照いたします。準備書以降では追記いたします。

4. 沈砂池等の設計について【顧問】【全体】

準備書においては、具体的な沈砂池等の設計についてとともに、（高濃度の放射性物質を含む可能性がある）沈砂池に堆積した土砂の管理・処分方法についても記述して下さい。

今後、改変予定範囲の土壌中の放射性物質濃度を把握したうえで、高濃度の放射性物質を含む可能性がある場合は、準備書において、具体的な沈砂池等の設計、堆積した土砂の管理・処分方法についても記述いたします。

5. 風車 5 基の場合の配置について【顧問】【方法書 p. 6】

風車 5 基の配置の場合も図の 9 基の場所のいずれかを使用する予定でしょうか。

調査結果等により、風車の位置が変更となる場合がございますが、基本的には、9 基の設置場所（のいずれか）を使用する予定です

6. 工事用資材等の搬出入ルートについて【顧問】【方法書 p. 15】

工事用資材等の搬出入で使用するルートは図示だけではなく本文中に明記してください。大型部品のルートは未定かも知れませんが、想定しているルートを本文中に追記してください。

文章で記載すると以下ようになります。準備書以降では、その段階で想定されているルートを本文にも記載いたします。

大型部品（風力発電機等）の輸送ルートは図 2.2-8 のとおりである。現段階では、相馬港又は小名浜港からの複数案を検討中である。

（相馬港から）

道路状況の詳細調査結果により変更する可能性があるが、大きく分けて 2 つのルートを想定している。1 つは、主に国道 6 号、国道 288 号、国道 399 号、地方道 36 号を経由するルートである。もう 1 つは、地方道 38 号、国道 115 号、地方道 34 号、県道 164 号、地方道 12 号、国道 349 号、国道 288 号、国道 399 号、地方道 36 号を経由するルートである。

（小名浜港から）

道路状況の詳細調査結果により変更する可能性があるが、臨海道路 1 号、臨海道路 2 号、地方道 66 号、地方道 26 号、国道 399 号、地方道 36 号を経由するルートである。

7. 土仮置場利用跡の利用可能性について【顧問】【方法書 p. 17】

地図中に「土仮置場利用跡」が色付けで記されているが、これはどのような用途で利用されたものでしょうか。また、今回の事業でこの土地を利用する予定はないのでしょうか。

現地の看板に「仮置場の原状回復作業」の表示があったため「土仮置場利用跡」であると判断しましたが利用の詳細は不明です。この区域を利用するかどうかは未定です。

8. 土仮置場利用跡の利用について【顧問】【方法書 p. 17】

図 2.2-7 に記載のある「土仮置場利用跡」は今回利用する可能性があるのでしょうか。

現段階で、この区域を利用するかどうかは未定です。

9. 残土について【顧問】【方法書 p. 21】

残土に関する事項が記されています。この記述そのものはごく一般的な記述ですが、当該地域は放射能汚染の影響が残る可能性がある地域として、特別の配慮が必要ではないでしょうか。

今後、現地に入る際はまず空間線量率を測定して、ホットスポット有無の可能性を探ります。空間線量率の測定において高濃度の可能性が示唆された場所においては、土壌中の放射性物質濃度を測定します。土壌中の放射性物質濃度が、法令に照らし特別な処理が必要な場合は、関係部署に相談のうえ適切に処理する方法を検討いたします。残土や沈砂池等に堆積した土壌を搬出する際は、事前に放射性物質濃度の確認手順を定めたいえ適切に処理いたします。

10. 累積的影響について【顧問】【方法書 p. 21～23】

当該事業実施区域周辺には既存の風車や計画中的他事業が多く存在します。これらの事業について、累積的影響の考え方や評価項目の選定、具体的な方法等について p. 217～222 においてかなり詳しく整理されており、方法書の時点でこのように記述されている点は評価できると思います。稼働中の周辺他事業に関しては、鳥の衝突事例など参考になる貴重な情報が多々得られると思いますので、これらの情報収集に努め、今回の環境影響評価に活かしてください。

周辺他事業者からの情報収集に努め、得られた情報をもとに累積的影響について検討いたします。周辺他事業者からの情報収集にあたっては、鳥の衝突事例など参考になる情報がないか等にも留意いたします。

11. 湖沼について【顧問】【方法書 p. 60】

自然環境保全地域の状況（P. 194）などに「平伏沼」が示されていますので記述した方がよいのではないのでしょうか。

準備書以降においては、本文及び図 3. 1-16 に平伏沼について記載いたします。

12. 重要な群落について【顧問】【方法書 p. 122】

・示された環境省の現存植生図で対象事業実施区域内を確認すると、ブナ林やモミ林等の自然林は残されておらず、広葉樹林を中心としてアカマツ林も含めた二次林が広く分布しています。これらは高木林と考えられ、植生自然度 8 の凡例も示されているように、よく発達した植分も少なからず存在すると考えられます。それらは自然林のない当該地域にあっては自然林に准ずる植生形態と機能を持つ、生物多様性や環境保全機能に関して重要な植生であると同時に、次世代のより安定した生態系を担う重要な群落と評価されます。重要種が生育している可能性も高い。したがって、重要な群落の検討にあたってはご配慮をいただきたいと思います。

・ご指摘のとおり、自然林のない当該地域においてよく発達した二次林（高木林）は生物多様性や環境保全機能に関して重要な植生であると同時に、次世代のより安定した生態系を担うという意味で重要な役割を持つことから、現地調査において当該地域の二次林の状況を適切に把握いたします。生態系上重要な役割を担う発達した林相であった場合には、重要な群落としての位置づけを検討し、適切に配慮いたします。

また、重要種が生息・生育している可能性についても留意して事業計画及び現地調査計画を策定いたします。

13. 図 3.1-41 食物連鎖図について【顧問】【方法書 p. 131】

左側の環境類型区分にある、針葉樹林と植林地について、針葉樹はアカマツ群落、植林地は凡例に示されている植林でよろしいでしょうか。モウソウチク林以外の植林地はすべて針葉樹の人工林ですので、読む人は混乱するかもしれません。

・上の環境区分に対応する生産者ですが、植生の種類の順番は環境類型区分の樹林の特徴に対応していますが、生産者では、カラマツ、アカマツ、ミズナラと対応する順序が反対になっています。細かいかもしれませんが気になります。

また、耕作地等の植生は水田雑草群落となっていますが、スベリヒユは畑地雑草です。

ご指摘のとおり、環境類型区分のうち針葉樹はアカマツ群落、植林地は凡例に示されている植林を含んでおります。樹種のみでなく群落の成り立ちからなる林相の違いも反映するという意図から、針葉樹林と植林地とを分けた区分を用いていますが、準備書においては現地調査結果も踏まえて分かりやすい区分・記載となるよう検討いたします。

植生と生産者となる種の順序については、それぞれ環境省現存植生図の凡例順、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」（国土交通省、令和5年）を踏まえております。また、耕作地等の環境類型の中には畑雑草群落も含んでおり、ご指摘のスベリヒユの分布についてもご指摘の通りかと思いますが、食物連鎖模式図では畑雑草群落の記載がなく、誤解を招く形になっておりました。ご指摘の点を踏まえて、準備書において適切な記載に修正いたします。

14. 水道水源について【顧問】【方法書 p. 153】

対象事業実施区域周辺に水道水の表流水取水地点はありませんか。

対象事業実施区域周辺に水道水の表流水取水地点はありません。

15. 水環境へ配慮について【顧問】【方法書 p. 158、203】

対象事業実施区域全域が水道水源保護地域となっており、大部分が水源涵養保安林と重なっております。土地の改変や樹木の伐採、工事の実施に際しては、水環境へ重点的な配慮をお願いします。

水源涵養において重要な区域であることを十分に認識し、土地の改変や樹木の伐採、工事の実施に際しては、水環境へ重点的な配慮をいたします。

16. 最も近い住居までの離隔距離について【顧問】【方法書 p. 161】

風力発電機と最も近い住居までの離隔距離が0.6kmであり、近いという印象が強い。風力発電機の配置を再検討する等が必要ではないか。

居住実態を把握したうえで現地調査を実施し、予測及び評価いたします。その結果を踏まえ、必要な離隔を確保できるよう風力発電機の配置を検討いたします。

17. 河川水や地下水の利用状況について【顧問】【方法書 p. 163】

対象事業実施区域周辺の浄水場や取水場を示してください。

小白井川の上流にある集落（対象事業実施区域の北側にある集落）はどこの上水を利用しているのでしょうか？

図書図郭内の対象事業実施区域及びその周囲に浄水場や取水場はありません。最寄りの浄水場は、対象事業実施区域から南に約 5.5km の距離にある前川浄水場になります。※

いわき市へのヒアリングによると、小白井川の上流にある集落では、個人管理の井戸を利用しているとのことですが、位置や利用状況等の詳細はいわき市では把握していないため、今後、地元地区長様と相談し確認に努めます。

※上水に関する位置情報は非公開とします。

18. 「合わせたにフォトモンタージュ」について【顧問】【方法書 p. 221】

「合わせたにフォトモンタージュ」となっていますが、「合わせたフォトモンタージュ」の誤りでは？

ご指摘の通り誤記となっております。準備書以降において「合わせたフォトモンタージュ」に修正いたします。

19. 騒音の予測について【顧問】

- ・風力発電機からの騒音に係る音響データが示されていません。機種選定の後となりますが、速やかにデータを入手して図書中に示すとともに、適切な予測結果を提示してください。
- ・騒音および低周波音の予測計算にあたり、予測値のみではなく、考慮される減衰項の予測値も準備書で明示して下さい。それによって、騒音および低周波音の予測値の妥当性の確認が容易になります。なお、補足資料として示していただければ結構です。

・準備書においては、風力発電機からの騒音に係る音響データをもとに適切に予測し、その結果を記載いたします。

・騒音および低周波音の予測計算にあたり、予測値のみではなく、考慮される減衰項の予測値も準備書に記載いたします。

20. 騒音の予測について【顧問】【方法書 p. 229】

- ・環境騒音の現地調査を春と秋に限定する理由を示してください。
- ・ISO9613-2 を用いた施設の稼働に伴う騒音予測に関して、参照する ISO の発行年度を記載して下さい。例えば、ISO 9613-2:2024 であれば、予測計算を支える参考情報が掲載されているため参照して下さい。
- ・「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を踏まえた整合性の結果は本文中とともに図（グラフ）で示してください。

・最寄りの川内地域気象観測所の風配図（図 1）より、年間では西北西風が最多となっています。春季、秋季の最多風向も西北西風となっていることから、春季と秋季に実施することで地域を代表する風向の時期に調査が可能と考えています。

一方、夏季は蝉などの虫の音、冬季は比較的風が強く風の音が大きくなるため、調査時期はこれらを避けて春季と秋季としております。

- ・準備書においては、参照する ISO の発行年度を記載するとともに、そこに記載された参考情報を参照いたします。なお、ISO などは使用可能なもののなかで最新のものを参照いたします。
- ・準備書において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を踏まえた整合性の結果は本文中とともに図（グラフ）でもお示しいたします。

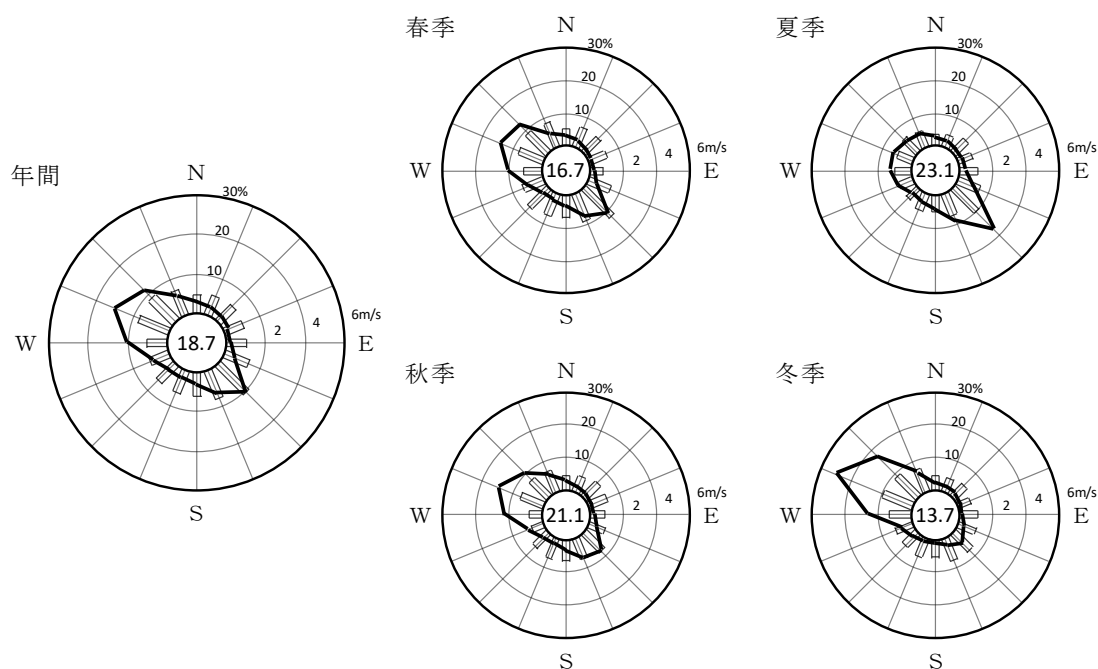


図 1 川内地域気象観測所の風配図（令和 5 年）

21. 「水質 9」の地点について【顧問】【方法書 p. 229～230】

水質調査地点が示されていますが、これらのうち「水質 9」に代表される集水域は広く、また集水域のかなり下流側に調査地点が設定されています。これよりも上流に常時水流があるかどうか地形図だけでは不明ですが、工事による濁りの影響を考慮すると、より上流側に調査地点を設定できないでしょうか。

現地を確認した結果、常時水流があり、かつ降雨時にも安全に作業ができる橋のある地点として「水質 9」を選定しております。これより上流も確認していますが、降雨時のアクセス、安全な作業場所として適しておりませんでした。今後、現地に入的过程中にさらに上流側で適した場所があった場合は、上流側への移動も検討いたします。

22. 阿武隈高地について【顧問】【方法書 p. 242】

対象事業実施区域が典型地形と重なっているため、重要な地形及び地質への影響予測・評価をする計画となっていますが、阿武隈高地の典型的あるいは重要な地形の特徴は何でしょうか？

「阿武隈高地」は、隆起準平原の典型地形となっております。

特徴は、全体的に起伏がなだらかで、標高 1000m 以下の高原状の山地であることです。これは、長い期間にわたる浸食作用によって形成された準平原の地形です。かつて隆起した後に平坦化が進み、その後に再び隆起したため、現在のゆるやかな起伏を持つ地形が形成されました。山頂から見ると、浅い谷によって浸食され、浸食を免れた丸みのある山々が波のように連なっています。

事業の実施により、このような地形に景観上の影響があるかについて予測、評価いたします。

23. IC レコーダー調査地点について【顧問】【方法書 p. 260】

IC レコーダー調査地点が IP1 の 1 地点となっておりますが、どのような理由でこの 1 地点のみで録音調査を行なうのでしょうか？

専門家へのヒアリング結果も踏まえて、搬入路を含む改変が想定される範囲のなかで、「ミゾゴイ保護の進め方」（環境省、平成 28 年）等にて区域内でミゾゴイの営巣及び生息に適した環境となる、針広混交林の谷地形（専門家ヒアリングでは「小川沿いに上がっていく薄暗い場所」と意見）の範囲と重なる、あるいは近接する箇所を検討し、適合すると考えられる箇所に代表地点を IP1 として設定しております。

【二次意見】

特定の種であるミゾゴイが対象である場合、補足率を上げるために最適な時期・時刻での録音が必要になると考えられますが、当該地域でミゾゴイの鳴き声を録音するのに最適な時期・時刻は事前に検討されていますか？また、本調査ではコールバックは用いないのでしょうか？

【二次回答】

専門家へのヒアリング結果及び「ミゾゴイ保護の進め方」（環境省、平成 28 年）等を踏まえ、調査時期は 4 月中旬～5 月中旬、調査時刻は確認しやすいコアタイム、日没直後及び日の出前として実施

することといたします。なお、調査による補足率を高める目的でコールバック法による調査の実施も検討いたしますが、実施する場合には、繁殖を阻害することのないよう十分留意いたします。

24. 陸産貝類の調査について【顧問】

対象事業実施区域の周囲には重要種 1 種を含む陸産貝類の分布が報告されていますが、陸産貝類に関する現地調査は計画されていないと思います。調査を実施しない理由があればお示しいただき、特段理由がなければ調査を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか？

動物類の調査の対象は「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和 7 年）を踏まえて、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類及び底生動物を対象としておりました。ご指摘のとおり、文献資料調査にて陸産貝類の重要種として「ケシガイ」（環境省レッドリスト：NT）が確認されていることから、重要種の生息可能性を考慮して現地調査を実施することといたします。

25. 魚類及び底生動物調査地点について【顧問】【方法書 p. 257、267】

魚類及び底生動物調査「地点」として記述、図示されていますが、動物相や重要な種の確認のためには、ある程度の範囲について調査されると推察します。準備書では調査した範囲の概要について示していただくようお願いします。

河川を生息環境とする魚類及び底生動物への事業実施による影響の予測・評価に際して、水質への影響を踏まえる必要があることから、水質項目の調査地点に準じた地点を設定しておりますが、ご指摘のとおり、生息する動物相及び重要な種の確認も調査においては重要であると認識しております。ご指摘を踏まえて、調査はこの地点を中心にある程度の範囲（区間）にて実施し、準備書において調査した範囲の概要についてお示しいたします。

26. 図の表示について【顧問】【方法書 p. 268】

「図 4. 2-5 (9-1) 動物の影響予測及び評価フロー」において、「予測・評価（例）」の環境影響要因が途中で切れていますが？

ご指摘の箇所について、記載に不備があり失礼いたしました。正しいフロー図は別添 2Q26 のとおりでございます。また、準備書において適切な記載に修正いたします。

27. 表 4. 2-1 (34-37) (植物) について【顧問】【方法書 p. 272~275】

- ・選定理由にある「一般的な手法」は、具体的ではありませんので経産省の「発電所に係る環境影響評価の手引き」を引用してください。
- ・現地調査時期が、植物相：春～秋の4季、植生：秋季とありますが、両調査は区別する必要はなく、例えば春季には植物相と同じく植生も春季のステージがあり、秋季には調査しえないものがあります。また、特徴的な植物の集団を発見したときには季節に関わらず植生調査票に記録すべきです。これは重要種を発見したときも同様です。植生調査票に記録された植物は、植物相データとしても有効です。
- ・植生調査は、ブラウーン・ブランケの植物社会学的植生調査法ですので、調査枠は四角形のコードラートではなく、植生の生育状態に沿って設定されますので、自ずから不定形のものになります。方形の調査枠にならないようご注意ください。
- ・植生調査地点について、あらかじめ既存資料から設定されていますが、それらはあくまでも方法書段階での対応とし、準備書段階での現地踏査における現状を反映した適切な場所を設定し、環境省植生図に記載されていない植生単位の発見にも努めてください。なお、準備書の植生図は、方法書の環境植生図の凡例に従う必要はありませんので、より現地の状況を表すことのできる名称の凡例名を付してください。環境省植生図は全国統一凡例のため、一地域の詳細な植生を表現するには不向きな面があります。
- ・「6. 予測の基本的な手法」選定理由に「一般的に動物の予測で用いられている手法」とありますが、植物ではなく動物ではないですか。

- ・ご指摘を踏まえ、準備書において「発電所に係る環境影響評価の手引」を引用するよう記載を改めさせていただきます。
- ・ご指摘を踏まえ、植物相調査・植生調査時において、その季節にのみ確認し得る重要種や特徴的な植物の集団が確認された場合については、調査票に生育状況を記録いたします。
- ・ご指摘のとおり、植生調査時には植生の生育状態に沿った調査区画の設定を行うよう十分に留意いたします。
- ・ご指摘のとおり、方法書に掲載しております植生調査地点については、事業計画と環境省現存植生図等を踏まえて代表的な個所を中心に設定したものです。今後、現地調査に際しては、現地踏査における現況を反映した適切な地点を選定することを想定しております。また、環境省植生図に記載されていない植生単位の発見に努め、調査結果についてはより現地の状況を表すことのできる名称の凡例名を付すようにいたします。
- ・ご指摘の箇所について、記載に誤りがあり失礼いたしました。準備書において適切な記載に修正いたします。

28. 植生調査について【顧問】【方法書 p. 273】

植生調査は秋の1季となっていますが、植物相調査に合わせて、春、夏における調査の必要性もご検討ください。

植生調査については、近年の気候状況や現地の植生・植物相の状況を踏まえた上で、春季・夏季における実施の必要性を検討いたします。

29. 植生図について【顧問】【方法書 p. 275】

植生図凡例の代表的な地点に植生調査地点を設けているようですが、植生図では把握されない小面積の重要な植物群落の分布の有無も現地で確認し、確認された場合は現地調査を行なうようにしてください。

文献調査による現存植生図にて把握されていない小規模な群落について、可能な限り確認に努めます。現地にて文献調査による現存植生図では把握されない小面積の重要な植物群落（例えば湿地群落等）を確認した場合には、植生調査を行うことといたします。

30. カラ類の生息状況の確認について【顧問】【方法書 p. 286】

カラ類の生息状況の確認には、ポイントセンサスの調査結果は用いないのでしょうか？

ポイントセンサス法による調査でカラ類を含む鳥類相の把握に努めてまいりますが、生態系典型種としての繁殖期のカラ類生息状況調査については、専門家へのヒアリング結果、既往知見を踏まえテリトリーマッピング法を調査手法といたしました。専門家へのヒアリングにおいて、適切な手法としてテリトリーマッピング法の推奨を受けたこと、本手法によって必要十分な調査内容、精度を確保できていることから、ポイントセンサス法の結果を基本的には用いないことといたしました。

31. カラ類について【顧問】【方法書 p. 290】

カラ類は種によって生態的特性が異なる場合がありますので、適合性などは種ごとに検討するようにしてください。

ご指摘のとおり、カラ類の中でも採餌環境や餌種が異なる場合があります、すべてを同列に扱うことが難しいことがある点について承知しております。生息環境や餌資源等の生息適合性については、種や同等の生態的特性を有するグループ単位にて整理することを検討いたします。

32. 鬼ヶ城山周辺の登山道への影響予測について【顧問】【方法書 p. 298～300】

鬼ヶ城山周辺の登山道への地形改変及び施設の存在の影響は、具体的にどのような手法で影響予測を行なうのでしょうか？

鬼ヶ城山につきましては、現地踏査や関係機関等への聞き取りにより、登山道の整備状況や視界が開けている場所の特定等の具体的な環境状況及び、利用者の活動内容や足を止める可能性のある場所等の具体的な利用状況を把握いたします。それらの結果と講じる予定の環境保全措置を踏まえ、風力発電機や改変区域との離隔距離、視認可能性等からどのような変化が生じる可能性があるかを整理の上、地形改変及び施設の存在によって生じる可能性のある影響を予測いたします。

33. 産業廃棄物の放射線の量について【顧問】【方法書 p. 308】

伐採木に放射性物質が含まれている可能性がありますので、準備書ではそれらの管理・処分方法について記載して下さい。

空間線量率計によるスクリーニングを行い、改変区域において高濃度の放射性物質の存在が示唆された場合は、改変土壌、伐採対象の樹木についても高濃度の放射性物質が含まれていないかを調査いたします。これらをもとにした管理、処分手法について準備書に記載いたします。

34. 水質調査地点について【顧問】【方法書 p. 311】

水の濁りの発生に伴う放射能の調査地点が示されており、水質調査地点と同じ地点が設定されているようです。上の指摘事項と同様に、「水質 9」地点については、より上流に設定できないでしょうか。

現地を確認した結果、常時水流があり、かつ降雨時にも安全に作業ができる橋のある地点として「水質 9」を選定しております。これより上流も確認していますが、降雨時のアクセス、安全な作業場所として適しておりませんでした。今後、現地に入的过程中にさらに上流側で適した場所があった場合は、上流側への移動も検討いたします。

35. 表 4.2-2(5) 専門家 E の意見に対する事業者対応について【顧問】【方法書 p. 318】

・専門家の植物調査の植生に関する意見として、胸高直径の目安 3m の大径木の確認、が指摘されていますが、これは胸高直径ではなく胸高周囲（目通り）と思われます。全国の主要樹木の胸高直径を調べたデータにも、モミとミズナラが最大径で 1.5m 前後ですので（Data on tree height and diameter at breast height for 26,259 individuals of 102 species in Japan）、胸高位置の直径と幹周の誤記ではないかと思われます。

・専門家意見では、ブナ林については、当該地は 1947 年頃にはほとんど伐採され、現在は大部分が二次林であると考えられるので、ブナ林が確認されてもまとまった林分や大径木でない限り配慮はせずともよい旨が述べられています。しかし、そのころから 70 年以上が経過し、再度伐採されている場合以外は二次林でも発達したものが多く、ブナ二次林も同様と思います。また、ブナ二次林あるいはミズナラ二次林であっても、植生遷移上は極相林により近くまで発達した二次林と考えられます。これらの二次林は大径木でなくても現在の当該地域の生態系を担う最も発達した、生物多様性や立地環境保全にも深くかわる生態系ですので、大径木以外は配慮不要ということではなく、大径木林（自然林）に準じた配慮が必要と考えます。ご一考ください。

- ・ご指摘のとおりで、幹周や周囲長との誤記である考えますが、専門家等からの意見の概要は、図書への掲載に際して意見聴取を行った専門家にも本内容で確認を行っていることから、準備書段階までに当該専門家へ再度確認を行い、その上で必要に応じて内容を修正いたします。
- ・当該専門家意見の趣旨としては、自然林ではなく二次林であっても、遷移上の発達程度や本地域の環境や生態系に対して寄与している機能に応じて、その配慮事項を柔軟に検討すること、であると理解しております。ブナ林及びミズナラ林が現地にて確認された際には調査により発達度合等を把握し、極相林により近くまで発達した二次林であった場合には、当該地域の生態系を担う

最も発達した、生物多様性や立地環境保全に深くかかわる群落として、大径木や自然林に準じる配慮を行った事業計画の策定に努めます。

36. 二酸化炭素排出の削減量について【顧問】

計画の熟度が増す準備書においては、本事業実施（施設の建設および稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価してください。評価に際しては、既存電力の代替に伴う CO2 排出削減量、樹木伐採に起因する CO2 吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴う CO2 排出量などを評価して下さい。

ご意見頂いた点を踏まえ、準備書において適切に評価いたします。

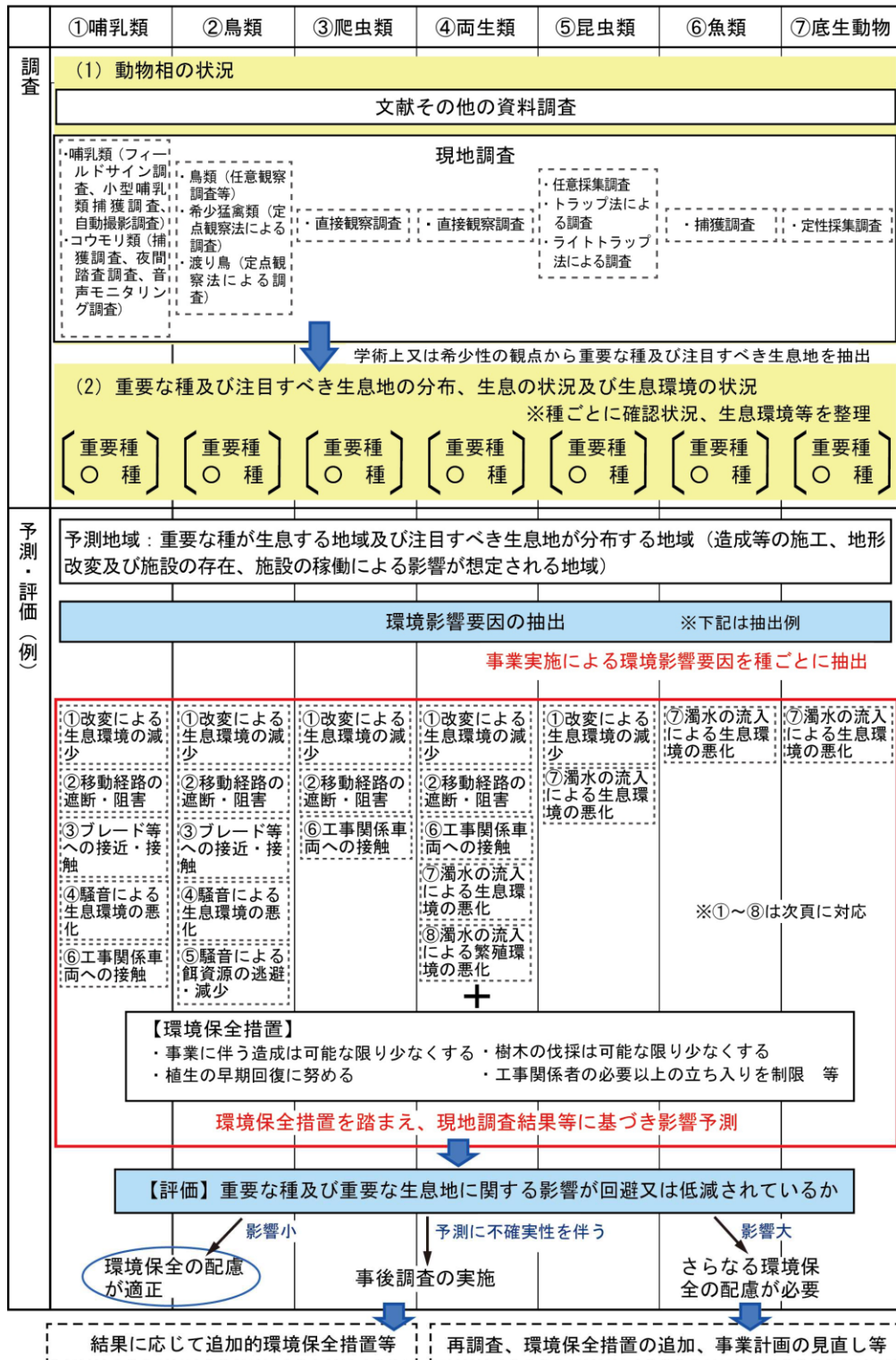


図 4.2-5 (9-1) 動物の影響予測及び評価フロー